

○經濟産業省告示第一号
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十八条
第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する。
同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和元年五月二十七日

財務大臣 麻生 太郎
環境大臣 原田 義昭
経済産業大臣 世耕 弘成

麒麟麦酒株式会社

東京都中央区新川二丁目十番一号

一 名称
二 住所
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

| 素材 | 素材 | 素材 | 素材 |
|---------------|------------|---------------|---|
| 色 | 色 | 容 量 | 容 量 |
| 容量 | 容量 | 重量 | 重量 |
| ガラス 緑色 | ガラス 茶色 | リットル 三三〇ミリ | リットル 三三〇ミリ |
| リットル 三三〇ミリ | グラム 三二五 | グラム 三二五 | ビール用 |
| グラム 三二五 | ビール用 | ビール用 | 三のとおり 平成十六年財 環經濟務 境産業省告 省告示第一 第一号図第 八のとおり |
| ビール用 | 形 | 用途 | 状 |

一 名称
ハイネケンジャパン株式会社
二 住所
東京都渋谷区神宮前六丁目三十六番一号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類